

定

款

東京理容用品商業組合

# 東京理容用品商業組合定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本組合は、理容用品販売業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行い、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、並びにその経営の安定及び合理化を図ることを目的とする。

### (名 称)

第2条 本組合は、東京理容用品商業組合と称する。

### (地 区)

第3条 本組合の地区は、東京都の区域とする。

### (事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を東京都豊島区に置く。

### (公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、解散に伴う債権者に対する公告、その他必要があるときは、官報に掲載してする。

### (規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

## 第2章 事 業

### (事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理容用品販売業に関する指導及び教育
- (2) 理容用品販売業に関する情報又は資料の収集及び提供

- (3) 理容用品販売業に関する調査研究
- (4) 安定事業に関する次に掲げる制限
  - イ. 組合員の販売する業務用理容用品の種類に関する制限
  - ロ. 組合員の販売する業務用理容用品の販売数量に関する制限
  - ハ. 組合員の販売する業務用理容用品の販売方法に関する制限
  - ニ. 組合員の販売する業務用理容用品の購買数量に関する制限
  - ホ. 組合員の販売する業務用理容用品の購買方法に関する制限
  - ヘ. 組合員の販売する業務用理容用品の販売価格に関する制限
  - ト. 組合員の販売する業務用理容用品の購買価格に関する制限
  - チ. 前各号に掲げる制限に附帯する事業
- (5) 合理化事業に関する次に掲げる制限
  - イ. 組合員の販売する業務用理容用品の種類に関する制限
  - ロ. 組合員の販売する業務用理容用品の購買方法に関する制限
  - ハ. 組合員の販売する業務用理容用品の販売方法に関する制限
  - ニ. 前各号に掲げる制限に附帯する事業
- 2 前項第4号及び第5号に掲げる事業の内容及び実施に関する事項は、調整規程で定める。
- 3 本組合は、第1項に掲げる事業のほか、次の事業を行う。
  - (1) 組合員の取り扱う業務用理容用品及び販売促進用品の共同購買
  - (2) 組合員のためにする信販会社との割賦購入あっせんに関する事業
  - (3) 組合員のためにする共同宣伝
  - (4) 組合員の福利厚生に関する事業
  - (5) 前各号の事業に附帯する事業
- 4 組合員のためにする組合協約の締結

## 5 組合員のためにする特殊契約の締結

(事業者台帳の作成)

第8条 本組合は、事業者台帳を作成する。

2 事業者台帳の記載事項は、規約で定める。

## 第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第9条 本組合の組合員たる資格を有する者は、本組合の地区内において理容用品の販売（理容所に訪問販売を営む事業者に限る。）の事業を営む中小企業団体の組織に関する法律第5条に規定する中小企業者とする。

(加 入)

第10条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第11条 前条第1項の承諾を得た者（第25条ただし書の承諾を得た者を除く。）は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第12条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに、組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第13条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

(除名)

第14条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為をした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について、不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払いもどし)

第15条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(出資口数の減少)

第16条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(届 出)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届出をしなければならない。

- (1) 氏名、名称又は事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。
- (3) 常時使用する従業員の数が100人を超えるか、又は100人以下になったとき。
- (4) 法人たる事業者にあつては、資本の額又は出資の総額が3,000万円を超えるか、又は3,000万円以下になったとき。

(使用料又は手数料)

第18条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、総会又は調整規程で定める。

(経費の賦課)

第19条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他経費の賦課について必要な事項は、総会において定める。

(制 裁)

第20条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、理事会の議決により、制裁として過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その理事会の会日の10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第7条第2項の規定による調整規程に違反した組合員（違反したときに組合員であった者を含む。）

(2) 第14条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員

(3) 第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

2 制裁の内容及び実施に関する事項は、調整規程で定める。

3 第1項第1号に該当する者に対する制裁は、同号の調整規程が効力を失った後でもなお課することができる。

(制裁審査委員会)

第21条 理事会は、前条第1項に規定する制裁を課するときは、制裁審査委員会に諮問して行う。

2 制裁審査委員会は、総会において選挙された委員5人で組織する。

3 制裁審査委員会は、第1項の諮問があったときは、事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、制裁審査委員会に関し、必要な事項は、規

約で定める。

(不服の申立)

第22条 第20条に規定する制裁の賦課に対して不服のある者は、制裁を課する旨の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面をもって、本組合に不服の申立てをすることができる。

2 前項の不服の申立てがあった場合においても、制裁は停止しない。

(不服審査委員会)

第23条 前条の不服の申立てを審査するため、本組合に不服審査委員会を置く。

2 不服審査委員会は、総会において選挙された委員5人で組織する。

3 不服審査委員会は、前条の不服の申立てがあったときは、事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならない。

4 前各号に定めるもののほか、不服審査委員会に関し必要な事項は、規約で定める。

(延滞金)

第24条 本組合は、使用料、手数料、経費、過怠金、払い込むべき出資金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利15%の割合で延滞金を徴収することができる。

## 第4章 出資及び持分

(出資の引受)

第25条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が著しく小さい者その他やむを得ない理由がある者であって、本組



合の承諾を得たものは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による承諾は、理事会の議決により決する。

(出資1口の金額)

第26条 出資1口の金額は、1万円とする。

(出資の払込み)

第27条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持 分)

第28条 組合員の持分は、本組合の正味財産について、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100円未満のは数は、切り捨てるものとする。

(持分の払いもどしの特例)

第29条 出資をしている組合員が第25条第1項ただし書の規定により本組合の承諾を得たときは、その持分の払いもどしについては、第13条及び第15条の規定を準用する。

## 第5章 役員、顧問、相談役、監査員及び職員

(役員の数)

第30条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理 事 11人

(2) 監 事 2人

(役員任期)

第31条 理事及び監事の任期は2年又は就任後第2回の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。

- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選挙された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまでなおその職務を行う。

（役員の要件）

第32条 役員は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。

（理事長、副理事長及び専務理事の選任及び職務）

第33条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。

- 2 理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、本組合の常務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときはその職務を代理し又は代行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

（監事の職務）

第34条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事・会計主任、その他の職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び

財産の状況を調査することができる。

(役員の実務義務)

第35条 理事及び監事は、法令、定款、調整規程及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第36条 役員は、総会において選挙する。

2 役員選挙は、連記式無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。

5 指名推薦の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第37条 役員に対する報酬は、総会において定める。

(顧問及び相談役)

第38条 本組合に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、業界に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(監 査 員)

第 39 条 本組合に、調整規程の実施に関する監査を行うため、監査員を置くことができる。

2 監査員は、理事会の議決を経て、理事長が選任し、又は解任する。

(参事及び会計主任)

第 40 条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任は、理事会の議決を経て、理事長が選任し、又は解任する。

(職 員)

第 41 条 本組合に、監査員、参事及び会計主任のほか、次の職員を置くことができる。

(1) 主 事 若干名

(2) 書 記 若干名

## 第 6 章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第 42 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に、臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第 43 条 総会の招集は、会日の 10 日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第44条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、3人以内とする。

(総会の議事)

第45条 総会の議事は、中小企業団体の組織に関する法律(以下「法」という。)に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第46条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第47条 総会においては、出席した組合員(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り、第43条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議決事項)

第48条 総会においては、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第49条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 総会の招集通知日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 組合員数及びその出席者数
- (4) 議事の経過の要領
- (5) 議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）

(理事会の招集)

第50条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

3 理事は、必要があると認めるときはいつでも、理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第51条 理事会の招集は、会日の7日前までに日時及び場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手

続を省略することができる。

(理事会の議事)

第52条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第53条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第54条 理事会は、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第55条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録については、第49条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは、「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

第56条 本組合は、制裁審査委員会及び不服審査委員会のほか、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第57条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第58条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第59条 本組合は、減資差益を資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第60条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(利益剰余金及び繰越金)

第61条 1事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第58条の規定による法定利益準備金、第60条の規定による特別積立金を控除して、なお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第62条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。



2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年10%を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第28条第2項（持分）の規定を準用する。

（損失金の処理）

第63条 損失金のおん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

（職員退職給与引当金）

第64条 本組合は、毎事業年度の終りにおいて、職員退職給与引当金として、職員給与総額の20分の1以上を計上する。